

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	北本市空家等対策計画（変更）（案）
市民参画の手続の実施時期	令和7年7月、11月
市民参画を求める方法	附属機関等の開催
対象施策が定められるまでの手順	<p>7月 北本市空家等対策協議会 （計画案について）</p> <p>↓</p> <p>9月 パブリック・コメント実施</p> <p>↓</p> <p>11月 北本市空家等対策協議会 （パブコメの意見について）</p> <p>↓</p> <p>1月 計画公表</p>
担当課名	建築開発課
特記事項	